

## 11.付加給付がある

### ①医療費が高額になったときに支給される付加給付

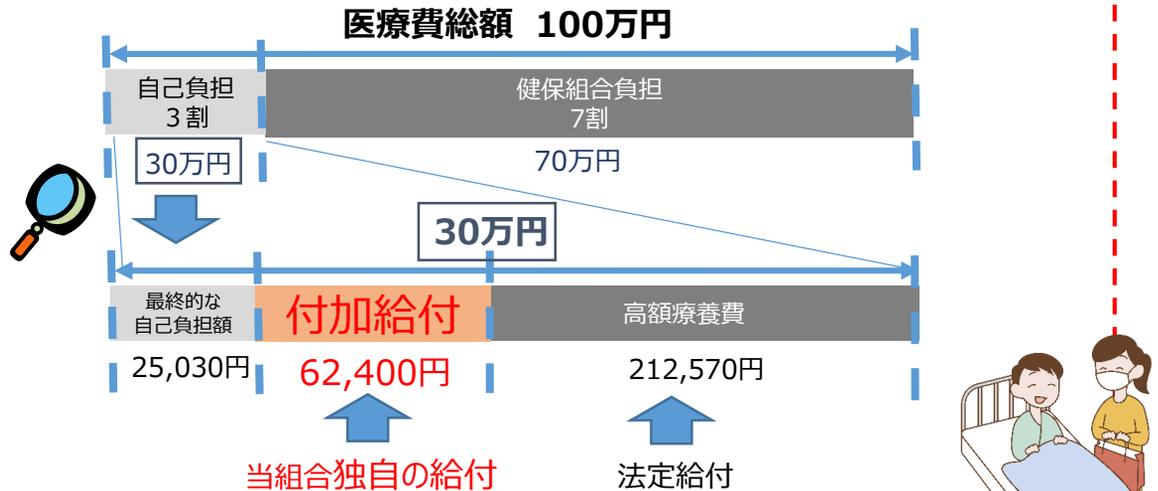
医療費の自己負担には「限度額」があり、一定の基準に基づいて計算した自己負担額が限度額を超えた場合、超えた額が「高額療養費」として支給されます。  
さらに当組合には独自の付加給付があります。

〈一部負担還元金・家族療養費付加金・訪問看護療養費付加金〉

病院窓口等で支払った自己負担額が同一月内に同一医療機関等で支払った自己負担額が25,000円（上位所得者は60,000円）を超えたとき、超えた額から高額療養費の自己負担限度額までを支給します。（1,000円未満不支給、100円未満切り捨て）

※上位所得者とは、標準報酬月額53万円以上の被保険者とその被扶養者

【計算例】1ヶ月の医療費の自己負担額が30万円かかった場合（被保険者の標準報酬月額が28万円～50万円の場合）



〈合算高額療養費付加金〉

合算高額療養費の支給を受けるとき、自己負担額の合計額（合算高額療養費は除く）から1人につき25,000円（上位所得者は60,000円）を控除した額を支給します。

### ②出産育児一時金付加金（被保険者・被扶養者）

出産育児一時金に付加金として1児につき20,000円を支給します。  
※資格喪失後の出産の場合は付加給付はありません。



※給付には申請が必要です。申請は2年以内にご提出ください。  
※詳しい計算方法はホームページをご覧ください。  
※ご不明点は給付課（03-3861-7296）までお問合せください。